



日田市規則第52号

日田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年9月27日

日田市長

棕野美智子

日田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

日田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
第9条 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下同じ。）」に基づいて行う次に掲げる事務とする。 (1)～(6) 略	第9条 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下同じ。）」に基づいて行う次に掲げる事務とする。 (1)～(6) 略
(7) 生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う外国人の進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	(7) 生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う外国人の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(8)及び(9) 略

第18条 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、児童福祉法第51条第3項の費用の徴収に関する事務とし、同表の3の項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1)及び(2) 略

(3) 保護児童に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第1項の児童手当の支給に関する情報

(4)～(8) 略

第28条 条例別表第2の14の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 児童扶養手当法第6条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次
に掲げる情報

ア 当該請求に係る児童（以下この号において「手当支給児童」という。）に係る児童手当法第8条第1項の児童手当の支給に関する情報

(8)及び(9) 略

第18条 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、児童福祉法第51条第3項の費用の徴収に関する事務とし、同表の3の項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1)及び(2) 略

(3) 保護児童に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報

(4)～(8) 略

第28条 条例別表第2の14の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 児童扶養手当法第6条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次
に掲げる情報

ア 当該請求に係る児童（以下この号において「手当支給児童」という。）に係る児童手当法第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に

関する情報

イ～オ 略

(2) 児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該請求に係る児童（以下この号において「手当改定児童」という。）に係る児童手当法第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に

関する情報

イ～オ 略

(3) 児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第3条の2第1項又は第2項の支給停止に関する届出に係る事実についての審査に関する情報 次に掲げる情報

ア 当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る児童手当法第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報

イ～オ 略

(4) 児童扶養手当法施行規則第3条の4第1項から第3項までの一部支給停止の適用除外に関する届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る児童手

イ～オ 略

(2) 児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該請求に係る児童（以下この号において「手当改定児童」という。）に係る児童手当法第8条第1項の児童手当の支給に関する情報

イ～オ 略

(3) 児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第3条の2第1項又は第2項の支給停止に関する届出に係る事実についての審査に関する情報 次に掲げる情報

ア 当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る児童手当法第8条第1項の児童手当の支給に関する情報

イ～オ 略

(4) 児童扶養手当法施行規則第3条の4第1項から第3項までの一部支給停止の適用除外に関する届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る児童手

当法第8条第1項の児童手当の支給に関する情報

イ～オ 略

(5) 児童扶養手当法施行規則第4条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出を行う者又は当該届出に係る児童（以下この号において「現況届出児童」という。）に係る児童手当法第8条第1項の児童手当の支給に関する情報

イ～オ 略

(6) 略

第30条 条例別表第2の16の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条第1号（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 略

当法第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報

イ～オ 略

(5) 児童扶養手当法施行規則第4条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出を行う者又は当該届出に係る児童（以下この号において「現況届出児童」という。）に係る児童手当法第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報

イ～オ 略

(6) 略

第30条 条例別表第2の16の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条第1号（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 略

イ 当該申請を行う者に係る児童手当法第8条第1項の児童
手当の支給に関する情報

ウ 略

(2) 略

第34条 条例別表第2の20の項の規則で定める事務は、次の各号
に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲
げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 児童手当法第7条第1項（同法第17条第1項において適用
し、又は準用する場合を含む。）の児童手当の受給資格及びそ
の額についての認定の請求に係る事実についての審査に関す
る事務 次に掲げる情報

ア及びイ 略

(2) 略

第47条 条例別表第2の33の項の規則で定める事務は、「生活に
困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づいて
行う次に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各

イ 当該申請を行う者に係る児童手当法第8条第1項（同法
附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の児童手
当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の
支給に関する情報

ウ 略

(2) 略

第34条 条例別表第2の20の項の規則で定める事務は、次の各号
に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲
げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 児童手当法第7条第1項（同法第17条第1項（同法附則第
2条第3項において準用する場合を含む。）及び同法附則第2
条第3項において適用し、又は準用する場合を含む。）の児童
手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の
受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実につい
ての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア及びイ 略

(2) 略

第47条 条例別表第2の33の項の規則で定める事務は、「生活に
困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づいて
行う次に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各

号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 (1) 生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う外国人の保護の実施に関する事務 次に掲げる情報 ア及びイ 略 ウ 要保護外国人等に係る児童手当法第8条第1項の児童手当の支給に関する情報 エ～ヌ 略 (2)～(6) 略	号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 (1) 生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う外国人の保護の実施に関する事務 次に掲げる情報 ア及びイ 略 ウ 要保護外国人等に係る児童手当法第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報 エ～ヌ 略 (2)～(6) 略
---	--

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。ただし、第9条第7号の改正は、公布の日から施行する。